

与謝野町中小企業振興補助金 ご案内

～「みんなやろうでまちづくり条例」に基づく取組を支援します～

与謝野町と与謝野町商工会では、令和4年12月に改正された与謝野町中小企業振興基本条例に基づきまして、厳しい経営環境にある、中小企業・小規模企業者の方々や商店街団体を支援する「与謝野町中小企業振興補助金」を実施しております。

商工会経営支援員の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和8年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

令和8年5月11日（月）から令和8年12月28日（月）まで

※補助金申請額が予算上限に達した場合、受付期間内であっても早期に受付を終了します。

【申請書の提出先】

与謝野町商工会経営支援員を経由して与謝野町商工会へ提出

【申請要件】

次の1から3のいずれかに該当し、与謝野町商工会経営支援員の支援を受けている中小企業等及び商店街団体

1. 与謝野町に本籍又は住所を有する中小企業者又は小規模事業者
2. 与謝野町商工会に加入しており、町内に事業所を有する中小企業者又は小規模事業者
3. 与謝野町企業立地促進条例に基づく奨励事業所の指定を受けた事業者

【問合せ先】

与謝野町商工会

<連絡先>

〒629-2312

京都府与謝郡与謝野町字四辻 150

Tel:0772-43-1020 Fax:0772-42-0737

1 与謝野町内に事業所(団体)等を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象

(1) 中小企業等

[中小企業の範囲]

業 種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(2) 小規模企業

[小規模企業の範囲]

業 種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

(3) 商店街団体

[商店街団体の範囲]

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体が中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

※ 詳細はお問い合わせください。

2 令和8年4月10日から令和9年1月31日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋が工夫を凝らした取組(事業)又は商店街団体の集客向上に繋がる取組(事業)などが対象

(受付期間に係る事業実施期間の範囲)

項目	開始	終了
受付期間	令和8年6月1日	令和8年12月28日
事業実施期間	令和8年4月10日	令和9年1月31日
実績報告書提出期間	事業終了から14日以内(最終は令和9年2月14日)	

【対象外】

- ・ 当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)
- ・ 昨年度に採択されている事業者
- ・ 同年度で中小企業持続経営支援補助金事業に取り組みされる事業者
- ・ 同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

3 補助金については次のとおり

対 象		補助率	補助上限
中 小 企 業 等	小規模企業	3分の2	200,000円
	中小企業(小規模企業除く。)	2分の1	300,000円
	中小企業を構成員とする団体等	3分の2	200,000円
商店街団体		3分の2	200,000円

【補助対象経費の具体例】

町民の暮らし並びに調和した産業及び経済の発展を促し、もって町民生活の向上及び持続可能なまちづくりの実現を図ることを目的とした「与謝野町中小企業振興基本条例」の以下(1)～(8)の基本的施策に沿って、商工会経営支援員の伴走支援により、町内事業者が実施する経営の向上及び改善に係る取組を支援するもの

(1) 誰もが創業等にチャレンジできるための施策

- ・ 創業後に伴う設備投資、広告宣伝費（※創業時は町の産業振興補助金をご活用下さい。）

(2) 次世代産業の担い手づくり及びデジタル技術の活用推進のための施策

- ・ ソフトウェア購入費
- ・ 設備並びに機器の借上料及び購入費（※パソコン等の汎用品は対象外）

(3) 産業間の連携の推進と交流の場づくりのための施策

- ・ 事業者連携により、新たな商品又はサービスを開発するための経費
- ・ 事業者連携によるイベント等に係る経費

(4) 地域内経済循環の促進と地域外から財の獲得を目指すための施策

- ・ 展示会出店費用、ブース造作料、アンテナショップの賃借料
- ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ・ 知的財産権の取得に要した費用

(5) 地域資源及び町内事業者に関する情報の発信のための施策

- ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
- ・ 新聞、広報誌等掲載に係る経費

(6) 魅力ある働く場づくり、仕事づくりのための施策

- ・ 事業に必要な特別教育や資格取得に係る経費（※一人当たり補助上限5万円）
- ・ 公的機関等が開催する研修会の受講料・教材費
- ・ 就労環境改善を図るための経費

(7) すべての住民が参加できる産業振興のための施策

- ・ プレミアム商品券の印刷経費

(8) 地域経済の持続的な発展に資する調査研究のための施策

- ・ 市場調査や、成分分析等に係る費用

その他、事業趣旨に合致した取組で、商工会経営支援員が必要と判断したもの

※ 補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手（発注や契約行為を含む。）した取組（事業）については「事前着手」の申請が必要です。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

4 交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください(必着)。

- (1) ○印の書類(原本1部)を提出してください。

提出書類	中小企業等	商店街団体
交付申請書	○	○
定款又は規約		○
事前着手申請	○(※1、※2)	○(※1、※2)

※1 令和8年4月10日以降で交付決定の日以前に事業に着手(発注や契約行為を含む。)される場合は申請書に記入してください。

※2 令和8年4月10日以前に着手(発注や契約行為を含む。)の取組(事業)については、補助金の交付を受けることができません。

- (2) 交付申請書等は、支援を受けている商工会経営支援員にお申し出ください。

5 取組(事業)については、下記の事項を評価の基準とします。

- (1) 経営改善(商店街:集客)に繋がる創意工夫を凝らした取組(事業)であること。
- (2) 8つの基本的施策に該当する取組であること。
- (3) 具体性・計画性があり、実現可能なものであること。
- (4) 町内の事業所を積極的に活用した取組であること。

6 補助金の交付又は不交付の決定は、選考を行い、文書により商工会経営支援員を通して各申請者に通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、取組(事業)終了後の精算払とします。

7 実績報告書の提出について

- (1) 補助事業終了後、14日以内もしくは令和9年2月14日のいずれか早い日までに実績報告書を与謝野町商工会に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料(成果物見本や写真等を含む。)の添付が必要です。
(その際、取組(事業)実績について商工会支援員が確認させていただきます。)
- (2) 与謝野町商工会において実績報告書を受領後、取組(事業)及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。
- (3) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎年会計年度(3月末)終了後に、売上、収益など実績報告書を与謝野町に提出する必要があるため、売上・収益等の把握にご協力をお願いします。(決算報告書のご提供等)